「京都市地球温暖化対策条例施行規則」(新旧対照表)										
現行	改正案									
京都市地球温暖化対策条例施行規則	京都市地球温暖化対策条例施行規則									
平成17年3月29日規則第95号	平成17年3月29日規則第95号									
	平成30年11月30日規則第42号									
(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等) 第8条 5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 (3) 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。) 第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。)が別に定める基準を満たすもの	(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等) 第8条 5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 (3) 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。) 第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。) が別に定める基準を満たすもの									
(特定排出機器) 第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(以下「省エネルギー	(特定排出機器) 第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(以下「省エネルギー									
令」という。) 第15条 第2号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定	令」という。) 第18条 第2号に掲げるエアコンディショナーのうち別に深									

- めるもの
- (2) 省エネルギー令第18条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする 照明器具
- (3) 省エネルギー令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機
- (4) 省エネルギー令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫
- (5) 省エネルギー令第18条第16号に掲げる電気便座

照明器具 (3) 省エネルギー令第15条第4号に掲げるテレビジョン受信機

(2) 省エネルギー令第15条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする

- (4) 省エネルギー令第15条第10号に掲げる電気冷蔵庫
- (5) 省エネルギー令第15条第16号に掲げる電気便座

めるもの

(エネルギー消費効率)

第11条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法**第78条第1** 項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。

附則

(略)

(追加)

(エネルギー消費効率)

第11条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法**第145条第** 1項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする

附則

(略)

附 則(平成30年11月30日規則第42号) この規則は、平成30年12月1日から施行する。

現行						改正案									
52号様式	(第8条関係)							第2号様式	(第8条関係)						
新車導入等報告書						新車導入等報告書									
(宛 9	·	rti	長			年	月 日	(宛 3	た) 京 都	市	長			年	月 日
報告者の住所(法人	、にあっては、主たる事務所の)所在地)	報告者の氏名(去人にあっては、	名称及び代表者	名)	報告者の住所(法)	、にあっては, 主たる事務所の	の所在地)		報告者の氏名(去人にあっては、	名称及び代表者	名)
						電影	f —							電話	_
京都市地球温暖	化対策条例第23条第2項の規定	おにより	報告します	•				京都市神球温暖	化対策条例第23条第2項の規定	おにより 細名	いします	•_			
				()年度	()年度	()年度	合 計	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	ILL THE PROPERTY OF THE PARTY O	LIC OL 7 HAL	1000	()年度	()年度	()年度	合 計
	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しない	朓	入	台	台	台	台		電気を動力源とする自動	賊	入	台	台	台	台
	単で、内脳機関を有しない ものの台数	賃	借	台	台	台	台		車で,内燃機関を有しない ものの台数	貨	借	台	台	台	台
温室効果ガスを 排出しない自動 車	燃料電池自動車の台数	跳	入	台	台	台	台	温室効果ガスを	燃料電池自動車の台数・	跳	入	台	台	台	台
		貨	借	台	台	台	台	排出しない自動		貨	借	台	台	台	台
				台	台	台	台	本	合計台	数	0	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排 出しない自動車の合計台数の購入等をした 新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント パーセント	パーセント パーセント		購入等をした新車のうちる 出しない自動車の合計台数 新車の合計台数に対する割	女の購入等を		バーセント	パーセント	パーセント	パーセント			
	電力併用自動車のうち,動 力源として用いる電気を	雎	入	台	台	台	台	排出の量が相当	電力併用自動車のうち,動 力源として用いる電気を	購	入	台	台	台	台
	外部から充電する機能を 備えているものの台数	貨	借	台	台	台	台		外部から充電する機能を 備えているものの台数	賃	借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内	購	入	台	台	台	台		専ら可燃性天然ガスを内	蹴	入	台	台	台	台
	燃機関の燃料として用い る自動車の台数	貨	借	台	台	台	台		燃機関の燃料として用い る自動車の台数	錄	借	台	台	台	台
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動		蹒	入	台	台	台	台		揮発油, 液化石油ガス又は 軽油を内燃機関の燃料と して用いる自動車(燃料消	羰	入	台	台	台	台
車	費効率が市長の定める基 準を満たすものに限る。) の台数	貨	借	台	台	台	台		費効率が市長の定める基 準を満たすものに限る。) の台数	貨	借	台	台	台	台
	合 計 台			台	台	台	台		合 計 台	数	2	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排 出の量が相当程度少ない自動車の合計台数 の購入等をした新車の合計台数に対する割 合(②/④)			パーセント	パーセント	バーセント	パーセント		購入等をした新車のうちる 出の量が相当程度少ない自 の購入等をした新車の合計 合(②/④)	動車の合語	计台数	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			台	台	台	台	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			台	台	台	台		
購入等をした新車の合計台数④			台	台	台	台		購入等をした新車の合計台数④ 台 台			台	台	台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の 購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)				パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の パーセント パーセント 購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)				パーセント	パーセント		

現行

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」という。)が1年以上で「注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」という。)が1年以上で あり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期 間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをするこ とができる旨の定めがないものをいいます。
 - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電 気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有す る自動車をいいます。
 - 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
 - 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車 検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車,小型 自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指 定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自 動車及び被けん引自動車を除く。)をいいます。
 - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 - 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力 源として用いるものであって, 廃エネルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの 排出の抑制に資するものをいいます。
 - 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関 する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

改正案

- あり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期 間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをするこ とができる旨の定めがないものをいいます。
 - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電 気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有す る自動車をいいます。
 - 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
 - 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車 検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車,小型 自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指 定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自 動車及び被けん引自動車を除く。)をいいます。
 - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 - 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力 源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの 排出の抑制に資するものをいいます。
 - 6 「燃料消費効率」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第1 47条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいいます。

		現行		改正案						
第3号様	式(第13条関係)			第3号様	式(第13条関係)					
		新車販売実績報告書		新車販売実績報告書						
(宛 報告者の住所	先) 京 都 所(法人にあっては,主たる事務所の)	市 長 報告者の氏名(法人にあって	年 月 日 では,名称及び代表者名) 電話 —	(宛 先) 京 都 市 長 年 月 日 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 一						
京都市地	*温暖化対策条例第25条第3項の規定に	こより報告します。		京都市地	球温暖化対策条例第25条第3項の規定					
販売した新 車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台		温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	1			
		燃料電池自動車②	台			燃料電池自動車②				
		合計③(①+2)	台			合計③(①+②)	,			
	温室効果ガスの排出の量が相当程 度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用 いる電気を外部から充電する機能を備え ているもの④	台		。 温室効果ガスの排出の量が相当程 - 度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用 いる電気を外部から充電する機能を備え ているもの④				
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤	台	販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と して用いる自動車⑤				
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥	台			揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 間の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥				
		合計⑦(④+⑤+⑥)	台			合計⑦(④+⑤+⑥)				
	販売した新車のうち,温室効果ガス 出の量が相当程度少ない自動車以外	を排出しない自動車及び温室効果ガスの排 のものの合計®	台		販売した新車のうち、温室効果ガス 出の量が相当程度少ない自動車以外					
	合 計 (③	+ ⑦ + ⑧)	台		合 計 (③	+ ⑦ + ⑧)				
販売した新 車1台当た りの燃料消	販売した新車のうち、温室効果ガス スを内燃機関の燃料として用いる自	を排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガ 動車以外のもの	キロメートル		販売した新車のうち,温室効果ガス スを内燃機関の燃料として用いるE	キロメート				
	温室効果ガスの排出の量が相当程 度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用 いる電気を外部から充電する機能を備え ているもの®	キロメートル	販売した新車1台当た		電力併用自動車のうち、動力源として用 いる電気を外部から充電する機能を備え ているもの⑩	キロメート			
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑩	キロメートル	, - , - , ,		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費 効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑩	キロメート			
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル			⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメート			

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車 検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型 自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指 定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自 動車及び被けん引自動車を除く。)をいいます。
 - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 - 4 「燃料消費効率」とは、<u>自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関</u>する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車 検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型 自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指 定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自 動車及び被けん引自動車を除く。)をいいます。
 - (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
 - 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
 - 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
 - 4 「燃料消費効率」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第1 47条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいいます。